

## <宿泊者名簿について>

営業者は、宿泊者に対し、宿泊者名簿（氏名・住所・職業・※国籍・旅券番号）への正確な記載を働きかける必要があります。※外国人宿泊者の方

なお、外国人宿泊者については、パスポートの呈示を受け、かつ、写しを保存することにより、一部（氏名・国籍・旅券番号）の記載を省略することができます。

顔写真の入った見開きページをコピーして下さい。



パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005年4月1日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、\*氏名 \*住所 \*職業 等の記載に加えて\*国籍 及び \*旅券番号 の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



厚生労働省が、上記『パスポート呈示等のお願い』の**外国語版**を作成しています。外国人宿泊者に対し、宿泊者名簿への記載等について周知を行う際、ご利用ください。

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係  
〒760-0074 高松市桜町 1-10-27  
Tel:087-839-2865 / Fax:087-839-2879

英語版

## Request for producing of passports, etc. for identification purposes

### Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their \* nationality and \* passport number in addition to their \* name, \* address, and \* occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

韓国語版

## 여권 제시 등의 부탁

후생노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월 1일부터 「일본국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 \*이름 \*주소 \*직업 등의 기재에 추가적으로 \*국적 및 \*여권번호 기재와 여권 제시 및 카피를 의무화하였으므로, 이해와 협력을 부탁드립니다.

中国語版

## 请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法令，规定自 2005 年 4 月 1 日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写 \*姓名 \*地址 \*职业等外，还有义务填写 \*国籍和 \*护照号码，并出示、复印护照，敬请予以理解、协助。